

岐南町建設工事指名競争入札参加者選定要領

(目的)

第1 この要領は、町の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量、土木建築設計その他の建設関連業務をいう。以下「町工事」という。）に係る請負契約又は委託契約において、指名競争入札に参加し、又は随意契約の見積に参加する建設業者（以下「業者」という。）の選定について必要な事項を定める。

(選定方法)

第2 業者の選定は、岐南町指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）において行う。

(選定の方針)

第3 業者の選定は、岐南町入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載した者のうちから、特定の者に偏ることのないよう均衡ある選定に努めることとし、次の事項を考慮して行う。

- (1) 信用状態
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 経営状況
- (4) 工事成績
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 手持ち工事の状況
- (7) 当該工事施工についての技術的特性
- (8) 安全管理の状況
- (9) 労働福祉の状況

2 業者の選定は、前項の規定に基づき、別に定める町工事の等級に対応する等級の業者又は直近上位の業者の中から行う。ただし、地元業者育成等を配慮し選定する場合は、町内業者（名簿に登録された住所が岐南町内であるもの又は町外に住所地登録されたもののうち、岐南町内に営業所等を有し企業活動を行っているものであって、当該事業に係る法人町民税等に未納のないものをいう。）に限り、直近下位の等級業者を選定することができる。

3 次の各号の1に該当する場合は、前2項の規定にかかわらず、上位又は下位の等級業者を選定することができる。

- (1) 特殊な町工事他に適当な業者がない場合。
- (2) 施工中の町工事に関連した町工事、継続工事等で、当該業者を選定することが適当と認められる場合。
- (3) 災害直後で緊急に施工する応急工事又は本工事に選定する場合。

(測量業者等の選定)

第4 測量、地質調査、建設コンサルタント、建築設計等に係る業者の選定は業種別とし、第3（2及び3を除く）の規定を準用する。

ただし、その選定が困難又は適当でないと認められる場合は、類似の業種の業者を選定することができるものとする。

(建設工事に係る選定業者数)

第5 建設工事に係る選定業者数は、概ね次の基準による。

工事の等級	A等級工事	B等級工事	C等級工事
土木一式工事	一般競争入札	4社以上	
舗装工事	一般競争入札	4社以上	3社以上
建築一式工事	一般競争入札	3社以上	
電気設備工事	一般競争入札	4社以上	3社以上
管工事	一般競争入札	4社以上	3社以上
水道施設工事	一般競争入札	4社以上	3社以上
その他の工事	3社以上		

その他の工事については、工事の規模、難度を判定し業者を選出する。

(測量業者等の選定業者数)

第6 測量業者等の選定業者数は、概ね次の基準による。

設 計 金 額	業 者 数
1000万円超～	5社以上
500万円超～ 1000万円	4社以上
50万円超～ 500万円	3社以上

附 則

この要領は平成9年7月1日から施行する。

この要領は平成10年10月1日から施行する。

この要領は平成11年5月24日から施行する。

この要領は平成14年4月1日から施行する。

この要領は平成20年7月22日から施行する。

この要領は平成21年4月27日から施行する。

この要領は平成26年4月24日から施行する。

この要領は平成28年6月1日から施行する。